

# 第四次 富津市行財政改革大綱

---

## 推進実施計画

平成25年度～平成27年度

平成25年1月

富 津 市

# 目 次

## 第1章 行財政改革大綱

### 1 改革の必要性

- (1) これまでの取り組み 1
- (2) 本市を取り巻く環境の変化 1
- (3) 新たな行財政改革の必要性 1

### 2 改革の基本的な考え方

- (1) 改革を進める前提 2
- (2) 改革の基本方針 2
- (3) 計画期間 3
- (4) 周知と公表 3
- (5) 推進体制 3

## 第2章 推進実施計画

### 1 経営型行政運営への転換

- (1) 職員の意識改革 4
- (2) 効率的な組織体制の確立 4
- (3) 定員管理の適正化 5
- (4) 健全な財政運営の推進 6

### 2 量から質への行政サービスの転換

- (1) 行政サービスの質の向上 6
- (2) 公共施設等の見直し 7
- (3) 事務事業の点検・見直し 7

### 3 信頼と理解のまちづくりの推進

- (1) 市民への情報提供 8

用語の解説 9

## 第1章 行財政改革大綱

### 1 改革の必要性

#### (1) これまでの取り組み

本市の行財政運営の方針である行財政改革大綱は、これまで平成11年度から15年度に「富津市行財政改革大綱」、平成16年度から21年度に「第二次富津市行財政改革大綱」、平成22年度から24年度まで「第三次富津市行財政改革大綱」を策定し、「推進実施計画」により大綱の主旨に沿った行政運営の効率化、財政健全化、行政サービスの向上といった改革を積極的に推進し、一定の成果を上げてきました。

#### (2) 本市を取り巻く環境の変化

地方自治体を取り巻く状況は、我が国の長引く景気の低迷により経済の先行きが不透明な中、地方税や地方交付税の原資となる国税収入などが落ち込む一方、高齢化の進展などにより社会保障関係費は年々膨らむなど大変厳しい状況にあることに変わりはなく、本市においても財政構造の硬直化が進み、一層弾力性が失われています。

一方、地方分権の進展により、義務付け・枠付けの見直し、権限の移譲等が更に進み、基礎自治体である市町村の役割がますます高まっていくものと予想され、本市においてもこれに対応できるよう行政機能の向上を図っていく必要があります。

また、本市では、今後短期間のうちに職員の大量退職をひかえており、職員の世代交代が大きく進みます。

このため、簡素で効率的かつ機動的な組織・機構を基本に、長期的な視点に立った人材育成の強化を図るとともに、職員の意識改革を進め、自らの組織の活力を維持向上させ、組織の能力を最大限に発揮していくことが求められています。

#### (3) 新たな行財政改革の必要性

右肩下がりの社会経済情勢が予想される中では、過去に積み重ねてきた施策・事業の実施や今後ますます増加する新たな行政課題への対応が困難となる厳しい状況にあります。

しかし、このような中で市民生活の安全・安心を最優先に考えた行政サービスは継続的・効果的に展開しなければなりません。

「第四次富津市行財政改革大綱・推進実施計画」は、現在の個々の行政サービスの水準を将来的に維持するため、また、現富津市基本構想最終5か年計画となる富津市第3次基本計画を実行するための下支えとして、市民ニーズや社会の動向を踏まえ、新たな視点からこれまでの改革を総点検した上で策定するものです。

## 2 改革の基本的な考え方

### (1) 改革を進める前提

これまでの行財政改革は、経費や人件費の削減といった「量」の改革を最優先に取り組み、行政のスリム化の実現に一定の成果を上げてきました。

併せて、平成12年度から16年度を計画期間とした「財政健全化計画」においてもこれら経費や人件費の削減に集中して取り組み、計画終了後の現在も「財政収支改善策」として継続的に取り組んでいます。

今後もこれら「量」の改革には継続して取り組む必要がありますが、さらに、行政を経営するという新たな視点に立ち、限られた経営資源（人・もの・金）を有機的に結びつけ、迅速性、的確性、効率性、実効性を追求した市民が満足する行政サービスを提供できる「質」の改革へ転換する必要があります。

### (2) 改革の基本方針

#### 経営型行政運営への転換

これからの職員には、市民と向き合う中で課題を見出し、解決方策を提案・実行する能力が求められています。このためには、前例踏襲、穩便、人任せなどに陥ることなく、常に市民目線からの業務遂行に心がけ、市民から信頼を得られる存在となる必要があります。

このことから、これまでの「管理型行政運営」から市民目線と感覚、成果重視に基づいた、コスト・スピードなどの経営感覚を持つ「経営型行政運営」への転換を図ります。

また、新たな行政課題や社会情勢の変化などに的確に対応するため、職員の目的意識を醸成するとともに、時代に即応した組織機構の見直しや定員管理、人事・給与の適正化を図ります。

#### 量から質への行政サービスの転換

市民が求める豊かさが多様化する中で、従来の助成・補助といった経済的軽減負担を行う一方的・画一的な「量」の行政サービスの提供だけでは市民満足度を向上させることは困難となっています。

今後は、前例や習慣にとらわれない経営感覚を持ち、これまでの一方的・画一的な「量」の行政サービスから、限られた経営資源を有機的に結びつけ、市民が精神的にも満足できる「質」の高い行政サービスへの転換を図ります。

#### 信頼と理解のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、市民・各種団体・企業など地域社会を構成する多様な主体が共に協力しあいながら、相互に補完的な関係を築くことが必要です。また、行政サービスの提供は、行政だけが行う時代ではなくなってきました。

このことから、市民との対話の拡充や積極的な情報提供を行い、行政経営の公平性・透明性の確保に努め、市民の市政への参加・参画を促進するとともに、適切な役割分担と相互の連携による行政運営を進めます。

### (3) 計画期間

富津市基本構想の期間に合わせるとともに、変化が著しい近年の状況を踏まえ、計画の妥当性が担保できるよう、計画期間を平成25年度から27年度までの3か年間とします。

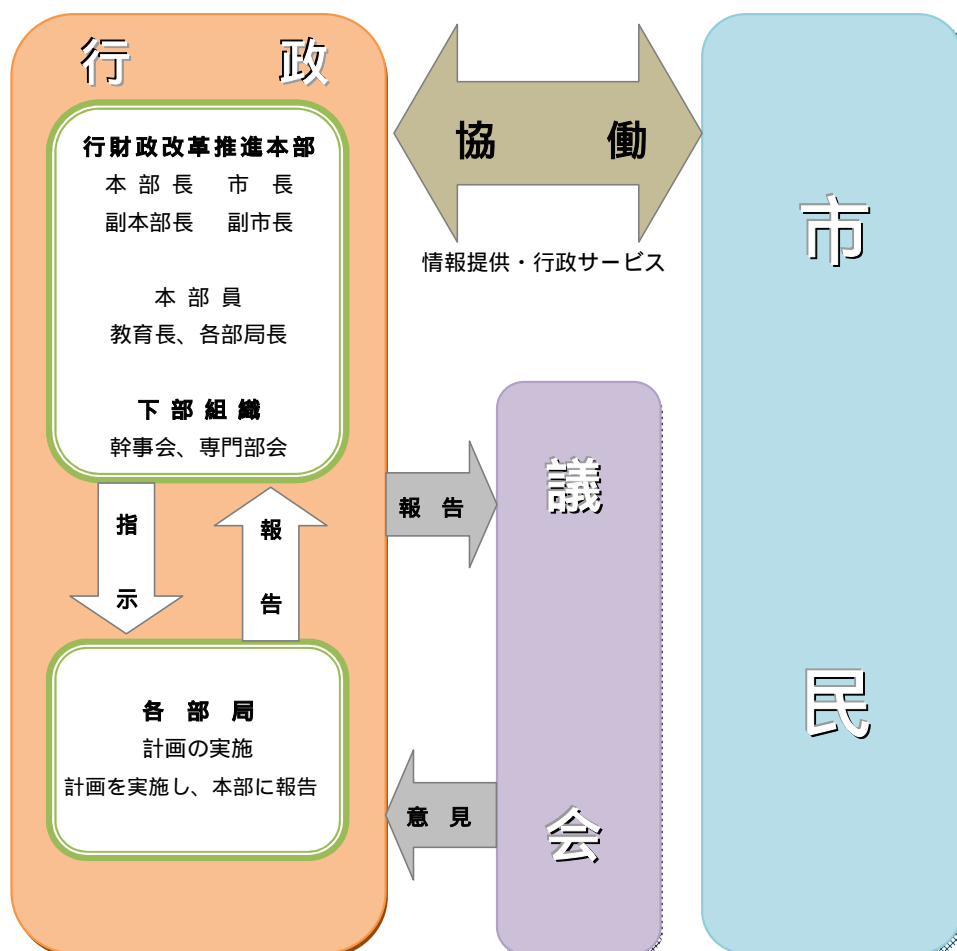
### (4) 周知と公表

広報ふつつ、市ホームページ等を活用し周知を図るとともに、進捗状況及び成果についても毎年度終了後に公表します。

### (5) 推進体制

行財政改革の推進は、市長をトップとする富津市行財政改革推進本部、その下部組織である幹事会、また、重要事項や組織の横断的事項等を検討する専門部会を設置し、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき改革を推進します。

行財政改革推進体制図



## 第2章 推進実施計画

### 1 経営型行政運営への転換

#### (1) 職員の意識改革

人的資源である職員を有効に活用するため、能力や適性、業務上の成果を的確に把握し、これに基づく人事管理の徹底と組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図ります。

さらに、基本計画の進行管理、行政評価、予算編成を一元的に管理できるようなシステムを構築し、PDCAサイクルの考え方に基づき、地方公共団体の自立時代に即した行政運営を進めます。

実施項目	1	人事評価制度の導入	
改革内容	公務能率の向上を図るため、職員個々の能力・適性・成果を正当に評価する方法や評価結果の人事管理への活用などを検討し、職員の意欲とチャレンジ精神を引き出す公平公正かつ透明性と妥当性のある制度の構築に取り組む。		
担当課等	行政管理課		
年度別計画			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検 討	→	導 入

実施項目	2	職員の地域活動の奨励	
改革内容	常に市民の視点で物事を考え、地域と住民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員の地域での活動方法や仕組みを検討し、推進する。		
担当課等	行政管理課		
年度別計画			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検 討	→	推 進

#### (2) 効率的な組織体制の確立

市の規模に見合った組織の見直しを行うとともに、政策形成機能・総合調整機能・危機管理体制の充実・強化など、新たな行政需要に対応できる組織体制づくりを進めます。

実施項目	3	(仮称)経営会議の設置	
改革内容	新規施策、緊急かつ重要な施策の実施や進行管理を行政経営の観点から迅速かつ戦略的に決定するため、(仮称)経営会議を設置する。		
担当課等	総務課・企画政策課		
年度別計画			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	設 置	—————▶	

実施項目	4	組織・機構の見直し	
改革内容	市民サービス向上の視点、行政の効率化を図る視点、地方分権改革への対応などの視点から機能的な組織体制への見直しを実施するとともに、今後の職員減少を見据え、限られた人員を効果的に活用できる配置を行う。		
担当課等	行政管理課		
年度別計画			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実 施	—————▶	

### (3) 定員管理の適正化

事務事業の統廃合、協働や民間委託などを積極的に進めるとともに、非常勤職員や臨時職員などの雇用による事務事業の平準化を図り、「富津市職員定員適正化計画」に基づき引き続き計画的な定員管理を進めます。

実施項目	5	事務事業の外部委託	
改革内容	定型的又は専門的な業務など、市が自ら実施するより民間等に委ねた方がより効果的・効率的な事務事業について、行政責任を前提として民間委託を検討し、実施する。		
担当課等	専門部会		
年度別計画			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検 討	—————▶	実 施

#### (4) 健全な財政運営の推進

市税などの歳入を確保するための取り組みを積極的に展開し、将来への財政負担を考慮した計画的な財政運営を進めます。

また、市が財政的に関与している出資法人については、独立採算を基本とした自主的な改革・改善を促し、経営の健全化やサービスの向上を積極的に進めます。


実施項目	6 外郭団体の見直し	
改革内容	本市における外郭団体の改革に関する基本方針と各団体のあり方の見直しの方向性を示すとともに、団体が本来独立した経営主体であるとの再認識のもと、団体自らが積極的に改革に取り組み健全で自主的・自律的な経営基盤を確立していくための方策を示す。	
担当課等	専門部会	
年度別計画		
平成25年度	平成26年度	平成27年度
検 討	報 告	

## 2 量から質への行政サービスの転換

### (1) 行政サービスの質の向上

限られた経営資源の中で効果的な事業を実施するため、「富津市職員人材育成基本方針」に基づいた行政サービスの「質」の向上をさせる工夫を職員自らが実践し、行政サービス全体の底上げを図ります。

また、「おもてなし」の心を持ち、市民の視点に立った丁寧な接遇やサービスの向上を図ります。

実施項目	7 人材育成行動計画の策定	
改革内容	目指すべき職員像や求められる能力を明確にした「富津市職員人材育成基本方針」に基づき、長期的視点から職員の能力開発や勤労意欲の向上を図るための方策等を具体化した人材育成行動計画を策定し、実行する。	
担当課等	行政管理課	
年度別計画		
平成25年度	平成26年度	平成27年度
検 討	実 施	



実施項目	8	「(仮称)事務改善の広場」の設置	
改革内容	日々の業務において、業務改善、職員提案を全庁的に広げ活性化させることを目的として、職員同士が気軽に意見交換ができる掲示板を庁内情報システム内に設置する。		
担当課等	行政管理課・情報課		
年度別計画			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	設 置	—————→	

### (2) 公共施設等の見直し

時代の変化や市民ニーズを的確に捉え、サービス低下を招かないよう配慮しながら、施設の統廃合、用途変更、改善・効率化を図ります。

実施項目	9	公共施設の再配置の検討	
改革内容	施設の老朽化による建て替えや大規模修繕等の費用が財政を圧迫しないよう、中長期を見据えた施設の維持管理の方向性を統廃合や用途変更も含め検討する。		
担当課等	専門部会		
年度別計画			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検 討	報 告	

### (3) 事務事業の点検・見直し


選択と集中、PDCAサイクルの考え方に基づき、不断の点検・見直しを行うとともに、市民生活の安全・安心に向けた事業の重点化を図ります。

実施項目	5	事務事業の外部委託【再掲】
------	---	---------------

### 3 信頼と理解のまちづくりの推進

#### (1) 市民への情報提供

市政や協働を進める上での前提となる市民の信頼と理解を深めるため、市民と対話を通じて役割分担を明確にするとともに、本市が持つ行政情報を分かりやすい方法で発信・公表します。

実施項目	10 情報提供の拡大	
改革内容	各担当課の各種情報を漏れなく吸い上げられるよう、現在の広報編集委員のあり方を見直し、各種情報を持ち寄り職員間で共有するとともに、市民にとって情報を得やすい新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関へ積極的な情報発信ができる仕組みを構築する。	
担当課等	情報課	
年度別計画		
平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施		

## 用語の解説

- P 1 行財政改革 財政面での経費節減と効率性とともに、行政サービスの質を向上させることを目的として行う改革。
- P 1 地方税 地方公共団体が課税する税金。都道府県税と市町村税に分けられる。どちらも普通税（財政上の一般経費）と目的税（特定の目的に使用）に区分される。  
市町村普通税  
市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、市町村法定外普通税  
市町村目的税  
事業所税、入湯税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税、法定外目的税
- P 1 地方交付税 地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入のうちから一定の比率で交付。
- P 1 社会保障関係費 国民の生活を保障する社会保障に関連する歳出。一般会計における社会保障関係費は社会保険費、社会福祉費、生活保護費、保健衛生対策費、失業対策費に分類されている。
- P 1 地方分権 国の権限や財源を地方自治体に移譲すること。
- P 1 義務付け・枠付け 地方公共団体の事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っているもの。
- P 1 ニーズ 必要。要求。
- P 2 スリム 縮小。簡素化。
- P 2 コスト 何かを生産するのにかかる費用。
- P 4 行政評価 行政活動を一定の基準に従って評価し、その結果を今後の行政活動の改善に結び付ける仕組み。
- P 4 P D C A サイクル 計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクル。
- P 5 定員適正化計画 組織や事務事業の見直し、アウトソーシングなどを踏まえて、適正な職員配置をする計画。



第四次富津市行財政改革大綱・推進実施計画

平成25年度～平成27年度